

## 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会広報紙広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が発行する広報紙を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市社協の新たな財源を確保し、市民の福祉サービスの向上に資することを目的とする。

### (広告掲載の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告については、広報紙には掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反する広告又はそのおそれがある広告
- (2) 公序良俗に反する広告又はそのおそれがある広告
- (3) 基本的人権を侵害する広告又はそのおそれがある広告
- (4) 青少年の健全育成上有害である広告又はそのおそれがある広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 公衆に不快な感情を与えるおそれがある広告
- (8) 社会問題についての主義主張の広告
- (9) その他広告掲載をすることが不相当と認められる広告

### (広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、原則として、うべし社協だより及び市社協のホームページ等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集もできるものとする。

- (1) 次条第1号又は第2号に掲げる団体等に対し、直接、広告掲載の案内を行う。
- (2) 公募による応募者の数が応募の数に満たない場合において、前条各号の規定を踏まえ、掲載を希望するものを選定し、直接、広告掲載の依頼を行う。

### (広告の掲載順位)

第4条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人、社会福祉法人又はこれに類するものの広告
- (2) 私企業（民間企業）（以下「私企業」という。）のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他広告掲載が適当であると市社協会長が認めるものの広告

### (広告の掲載ページ、掲載場所、規格等)

第5条 広告の掲載ページ、掲載場所、規格等は別に定めるものとする。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、別に定めるものとする。

### (広告の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書（広報紙用）（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の申込みの際には、広告の内容がわかるものの提出を求めるものとする。

(広告の掲載料の納付及び経費の負担)

第8条 広告の掲載を決定した申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載日以降、指定する期日までに、広告掲載料を広告掲載料請求書(広報紙用)(様式第2号)により、一括納付するものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の届け出義務)

第9条 広告主は、次の各号に該当する場合は、広告申込内容変更届(広報紙用)(様式第3号)により、別に指示する期日までに、届けでなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告申込内容を変更するとき

(3) 前各号に規定するもののほか、広告掲載申込書(広報紙用)(様式第1号)の記載内容を変更しようとするとき

(広告掲載の取り消し)

第10条 市社協は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告内容が第2条に抵触することが判明したとき

(2) 指定する期日までに広告主が版下原稿を提出しないとき

(3) 前各号に規定するもののほか、市社協が広告掲載を取り消す必要があると認めるとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、広報掲載取消通知書(広報紙用)(様式第4号)により、広告主に通知する。

(広告主の責任)

第11条 広告掲載にかかる内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。